

## 村上市監査委員公表第3号

令和2年度

村上市三面財産区定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和3年3月9日

村上市監査委員

小 田 健 司  
渡 辺 昌

## 令和2年度村上市三面財産区定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、村上市三面財産区について、定期監査を実施したので、報告します。

### 1 監査の期間

自 令和2年12月16日  
至 令和3年 3月 9日

### 2 監査場所

村上市役所 第2委員会室

### 3 監査方法

令和元年12月1日から令和2年11月30日までの業務を監査の対象とした。その中から議会開催について関係書類を提出させ、事務事業の執行状況や財務処理が適正かつ効率的に行われているかを聴取の上、監査を実施した。

### 4 監査の結果

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により現地調査など全ての事業が中止となったと報告されていた。  
来年度は、実態把握ができていない財産区使用地の境界について現地調査を行うなどにより、三面財産区の適切な維持・管理に努めていただきたい。